



とちぎ未来開拓 プログラム

～ 栃木県財政の健全化に向けて～

平成21年10月

栃 木 県

とちぎ未来開拓プログラム 目次

巻頭 「とちぎ未来開拓プログラム」の策定に当たって

	頁		頁
ふるさと“とちぎ”の未来を拓く			
栃木県の将来像	2	3 歳入の確保	37
1 目指していく方向性.....	3	(1) 県税	37
2 取組内容		(2) 地方交付税	38
(1) 県民ニーズへの的確な対応	4	(3) 財産収入	39
(2) 財政基盤の確立に向けて	5	(4) 使用料・手数料等の見直し	40
		(5) 出資金・貸付金の見直し	41
		(6) 新たな歳入の確保	42
		(7) 未収債権対策の推進	43
		(8) 県債の活用	44
県財政の現状と課題			
1 危機的な地方財政の現状と見通し ...	8	4 行政経費の削減	45
2 「地方公共団体財政健全化法」に ついて	10	(1) 事務事業の見直し	45
3 栃木県財政の推移	11	県の役割の明確化	45
4 栃木県の県債発行額及び公債費の 推移	12	ア 民間との役割分担	45
5 地方交付税等と財政調整的基金残高 の推移	13	イ 市町村との役割分担	46
6 三位一体の改革の影響	15	県民ニーズの検証等	47
7 平成21年度予算と平成7年度予算の 比較	16	ア 県民ニーズの徹底検証	47
8 これまでの財政健全化の取組	17	イ 関係団体（出資法人等）への 県関与の見直し	47
9 今後の財政収支見込み（健全化 対策前） 「栃木県の中期財政収支見込み」 ...	18 19	「最少の費用で最大の効果」の 実現	48
		受益者負担の適正化	48
		(2) 公の施設の見直し	49
		(3) 公共事業等の見直し	50
		(4) 「経済危機対策」による後年度負担の 軽減	51
未来を拓くために			
<u>持続可能な財政基盤の確立に向けて</u> 目標・集中改革期間・収支改善 目標額			
	22	財政健全化の着実な推進	
<u>集中改革期間における具体的な取組</u> 集中改革期間における 具体的な取組			
	23	1 健全化取組後の収支の見込み	52
1 県民ニーズへの的確な対応		2 「とちぎ未来開拓プログラム」の 進行管理	53
(1) 次の時代を切り拓く人づくり	24	国への働きかけ、地方の自立	
(2) 安全・安心な地域社会づくり	26	1 地方分権改革の推進	54
(3) 未来につなぐ環境づくり	28	2 地方税財源の充実強化	55
(4) 活力あふれる産業の振興	29	3 直轄事業負担金の廃止	56
(5) 未来につなぐ土台づくり	30		
2 内部努力の徹底		別冊	
(1) 組織体制のスリム化	31	「主な検討事業一覧」	
(2) 職員数の削減	32		
(3) 給与構造の見直し等	33		
(4) 改革を担う職員の育成等	34		
(5) 各種運営費の削減	35		
(6) 公債費縮減への工夫	36		

ふるさと“とちぎ”の未来を拓く

少子高齢化が進み人口減少社会が現実となり、経済のグローバル化や高度情報化の一層の進展、地球環境問題の深刻化、さらには様々な分野の格差拡大など、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

こうした状況にあって、時代の潮流を的確に捉え、将来をしっかりと見据えた県政運営を行っていくことが極めて重要であります。

そのためには、何よりも、県政運営の土台となるべき財政基盤を確立した上で、複雑多様化する県民ニーズ及び社会経済情勢の変化に伴う様々な課題等に的確に対応し、県民益の最大化を図っていかねばなりません。

「とちぎ未来開拓プログラム」は、危機的な本県の財政状況の中、平成21年度から平成24年度を集中改革期間として、当面の財源不足の解消を図るだけでなく、安全安心の確保、社会的弱者への支援などの行政課題や新たな県民ニーズに的確に対応できるよう、内部努力の徹底、歳入の確保、行政経費の削減などにより、県政運営の土台となる財政基盤を立て直す、行財政全般にわたる取組であります。

本プログラムを確実に実行することにより、県の自立性を向上させ、「安心して暮らせ、人や環境にやさしく、元気な“とちぎ”」の実現を目指していきます。

《栃木県の将来像》

安心して暮らせ、人や環境にやさしく、
元気な“とちぎ”

プログラムの
目指していく
方向性

自律的な行財政基盤の確立による
県民満足度の高い県政の実現

県民ニーズへの的確な対応

次の時代を切り拓く人づくり

安全・安心な地域社会づくり

未来につなぐ環境づくり

活力あふれる産業の振興

未来につなぐ土台づくり

財政基盤の確立に向けて

内部努力の徹底

歳入の確保

行政経費の削減

1 目指していく方向性

本プログラムは、改めてゼロベースの視点に立ち、聖域なく事業の見直しを進めるとともに、県民にとって最良の選択は何かという観点から、施策の優先順位を見極め、徹底した選択と集中に取り組むことで、自律的な行財政基盤を確立し、県民満足度の高い県政の実現を図るものです。

2 取組内容

本プログラムでは、まず、県民益の最大化を目指して、「選択と集中」によりの確に対応を図るべき分野について、「県民ニーズへの的確な対応」として明らかにした上で、県民の視点に立って、財政基盤の確立を図るための取組を進めていきます。

(1) 県民ニーズへの的確な対応

厳しい財政状況にあっても、協働による“とちぎ”づくりを推進し、以下の取組を進めることで、本県が目指す“とちぎらしさ”の実現を図ります。

次の時代を切り拓く人づくり

「人」はすべての活動の源泉であり、地域の活力の基盤であります。子育て支援を積極的に進めるほか、学力・体力・技術力の向上を目指し、特色ある学校教育や職業教育を推進するとともに、県民スポーツの振興を図ります。

安全・安心な地域社会づくり

地域の誰もが健康で、高齢者や障害者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを進めます。地域医療の確保や福祉の充実に努めるとともに、消費者保護の強化や防犯・交通安全対策などの充実に努めます。

未来につなぐ環境づくり

恵み豊かな“とちぎ”の環境は、県民共通の財産です。「とちぎ環境立県戦略（仮称）」に基づき、県民の力を結集し、地球温暖化対策等に積極的に取り組み、本県の、そして世界の未来につながる環境づくりを進めていきます。

活力あふれる産業の振興

県民の生活と本県の成長を支える産業の振興を図るとともに、安定した雇用の確保を目指します。不況に強い産業構造への転換を進めるとともに、農業の競争力強化を図り、魅力ある観光地づくりに取り組みます。

未来につなぐ土台づくり

本県の土台となる基盤づくりを進めるとともに、新しい自治の形成を図ります。魅力ある個性輝く地域づくりを進めるとともに、地方分権に対応した「県民中心・市町村重視」の自治のかたちを創っていきます。

(2) 財政基盤の確立に向けて

行財政システムの大胆な構造改革を図り、真に自律的な財政基盤を確立するため、以下のとおり全力で取り組んでいきます。

内部努力の徹底

職員の意識改革を促し、県民の視点に立ち、徹底した業務の見直しを進め、可能な限り節減に努めます。

歳入の確保

地方分権が進む中、今後の地方行政にとって極めて重要な自主財源の確保、特に税の確実な徴収に、全力で取り組みます。

行政経費の削減

前例踏襲に陥ることなく、知恵を絞り、工夫を凝らしながら業務を執行し、行政経費の削減に徹底して取り組みます。

県財政の現状と課題

1 危機的な地方財政の現状と見通し

地方財政を取り巻く環境は、バブル経済崩壊後の国の経済対策（公共事業等の大幅な追加）に対応した地方債の償還や、高齢化の急激な進展による社会保障関係経費などの義務的経費が増加傾向にある一方で、三位一体の改革による地方交付税の削減や景気の後退による地方税収の減収など、ますます厳しくなっています。

全国知事会の推計では、地方財政は危機的な財源不足が継続し、財源不足を補てんする基金残高も年々減少を続け、平成24年度までに枯渇し、市町村も含めて自治体の財政は破綻の懸念があるとしています。

本県においても例外ではありません。

地方財政の将来推計

全国知事会 地方財政の展望と地方消費税特別委員会
「住民サービス確保のための地方消費税引き上げに向けた提言」（H21.7）より

【ケース1】GDPが伸びた場合の内閣府試算・底ばい継続シナリオ（H22: 2.7% H23: 3.1% H24: 2.6%）

(単位:兆円)

区分	H21	H22	H23	H24	H24-H21
歳出 A	88.8	88.9	89.5	89.9	1.1
義務的経費	51.0	51.1	52.0	52.5	1.5
うち社会保障関係費	11.6	11.9	12.4	12.8	1.2
義務的経費以外の経費	37.8	37.8	37.5	37.4	0.4
社会保障等生活関連経費	14.8	15.0	15.2	15.3	0.5
公共インフラ整備・維持経費	13.5	13.2	12.8	12.6	0.9
地域活性化等経費	9.5	9.6	9.5	9.5	0.0
歳入 B	81.3	79.6	78.0	76.8	4.5
財源不足額 C=B-A	7.5	9.3	11.5	13.1	
基金残高	4.6	2.2	0.2	-	
なお残る財源不足額	-	0.1	2.1	4.9	

都道府県破綻

都道府県・市区町村とも破綻

【ケース2】GDPが伸びた場合の内閣府試算・順調回復シナリオ（H22: 0.6% H23:1.5% H24:1.8%）

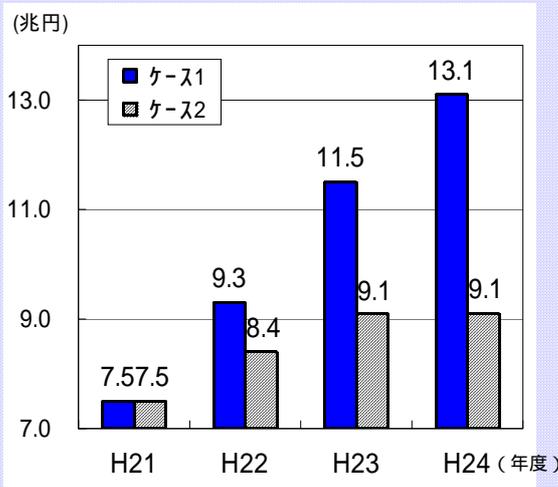
(単位:兆円)

区分	H21	H22	H23	H24	H24-H21
歳出 A	88.8	88.9	89.5	90.0	1.2
歳入 B	81.3	80.5	80.4	80.9	0.4
財源不足額 C=B-A	7.5	8.4	9.1	9.1	
基金残高	4.6	2.3	0.7	-	
なお残る財源不足額	-	0.0	1.8	3.2	

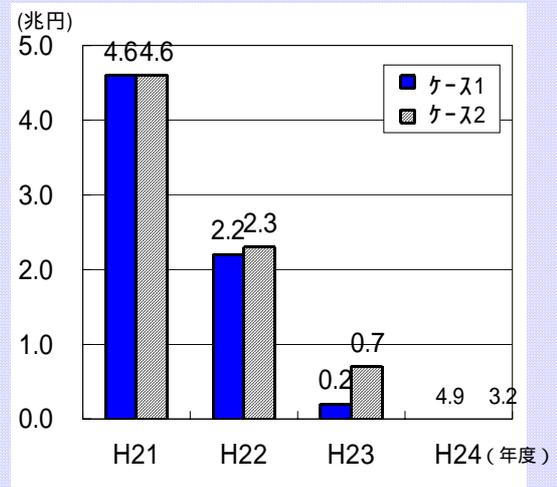
都道府県破綻

都道府県・市区町村とも破綻

地方財政の財源不足額の推移



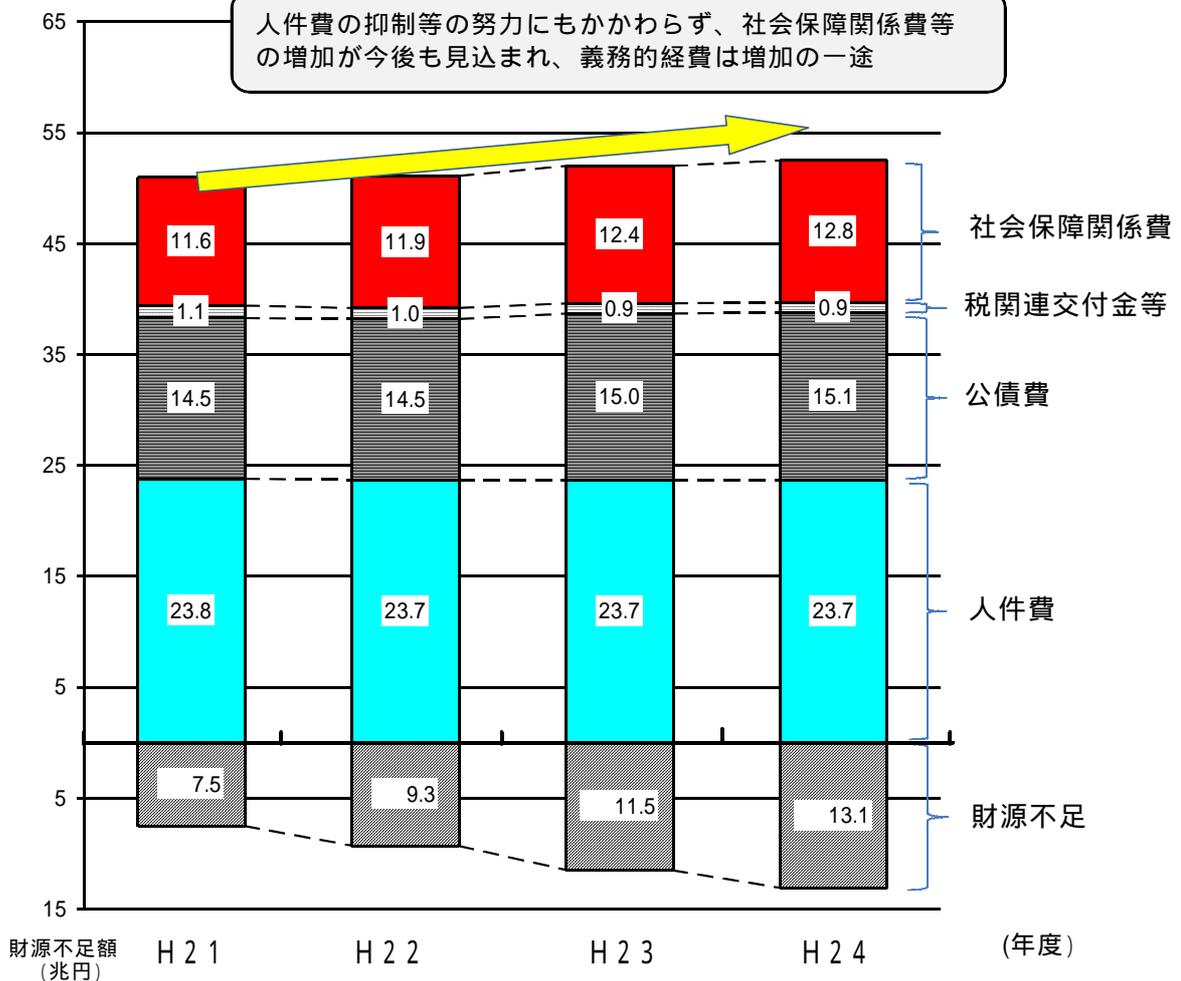
地方財政の基金残高の推移



義務的経費の将来推計(都道府県 + 市区町村)

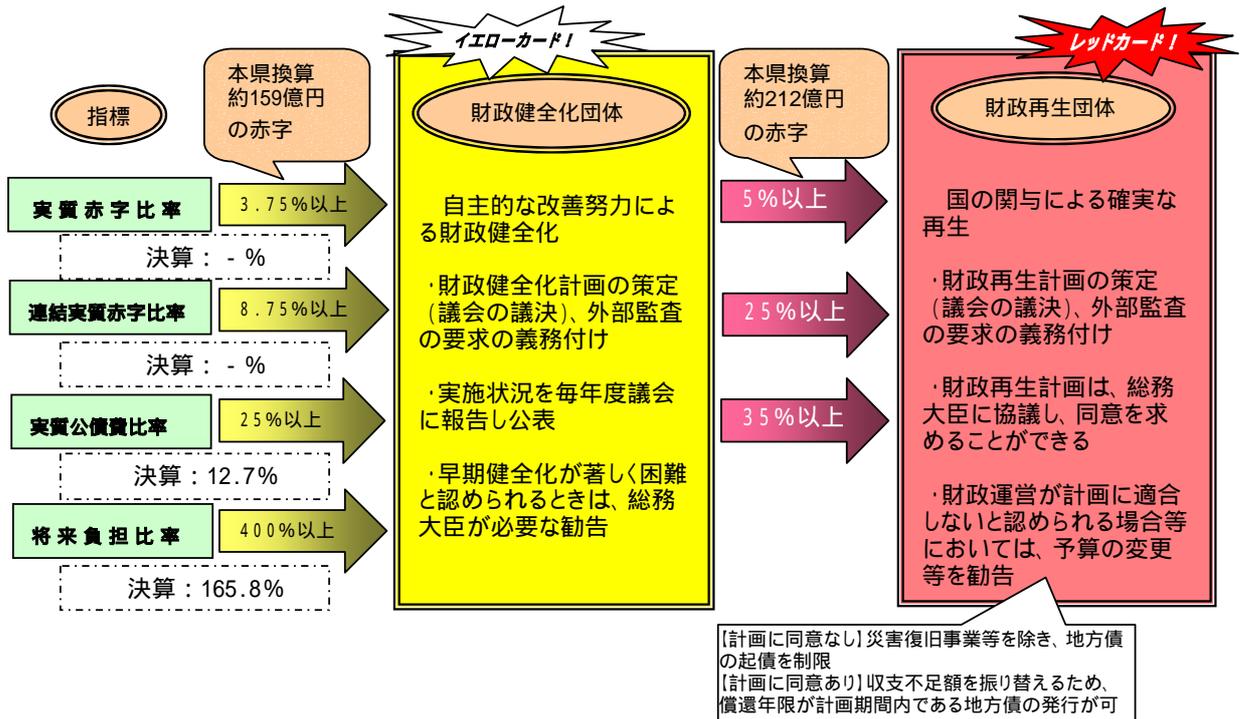
歳出(兆円)

< 底ばい継続シナリオの場合 >



2 「地方公共団体財政健全化法」について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、実質赤字比率等の4つの指標の算定・公表が義務付けられました。これらの指標の一つでも基準を超えると財政健全化団体や財政再生団体に転落します。平成20年度決算では、全国で22の市町村がこれらの団体に該当することとなりました。



万が一、財政再生団体になると、国の管理のもと、道路など社会資本整備はもとより、教育・福祉を含むあらゆる分野の県単独事業ができなくなる恐れがあります。

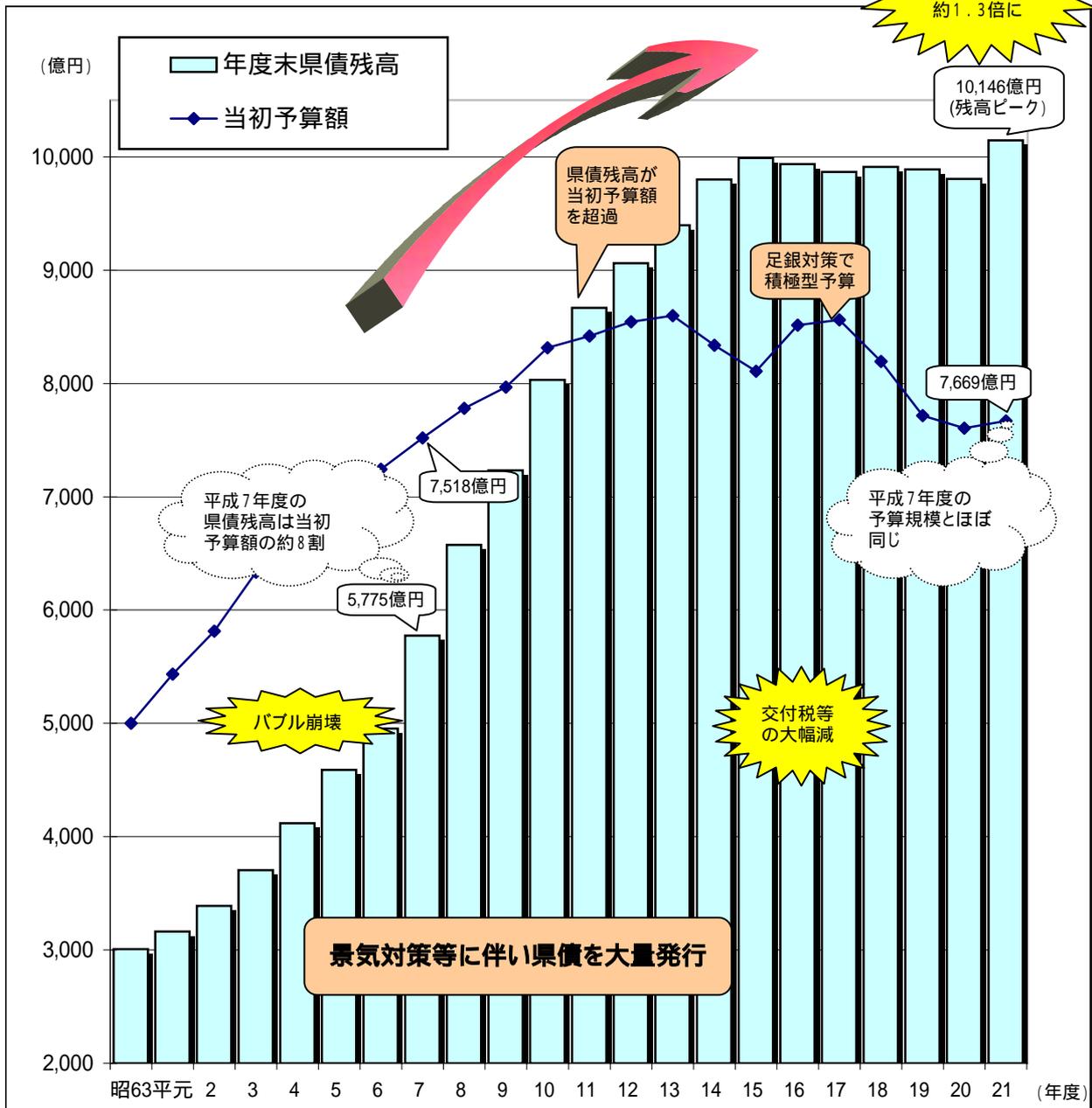
貯金（財政調整的基金）が底をつき、今後、毎年度300億円を超える財源不足が見込まれる中、財政再生団体にならずに県民にサービスを提供していくためには、より一層の財政健全化に取り組む必要があります。

3 栃木県財政の推移

予算規模は、平成13年度をピークに減少傾向にあります。

足銀対策による一時的な増加の後、厳しい財政状況に対応するため、平成18年度から行財政改革大綱に基づき借入金(県債)を抑制するなどの財政健全化に取り組んできましたが、平成21年度では、景気対策のために3年ぶりに増加に転向しました。

バブル崩壊後の数次にわたる景気対策で、多額の借入金(県債)に頼ったこともあり、**県債残高**は増え続け、**約1兆円**の借入金を抱えています。



県債残高が当初予算額の約1.3倍に

10,146億円 (残高ピーク)

県債残高が当初予算額を超過

足銀対策で積極型予算

平成7年度の県債残高は当初予算額の約8割

平成7年度の予算規模とほぼ同じ

バブル崩壊

交付税等の大幅減

景気対策等に伴い県債を大量発行

国等の動き

経済対策の実施(国・地方)

三位一体の改革(H15~H18)

第二期地方分権改革(H19~)

県債残高については、20年度までは決算額、21年度は9月補正後ベース

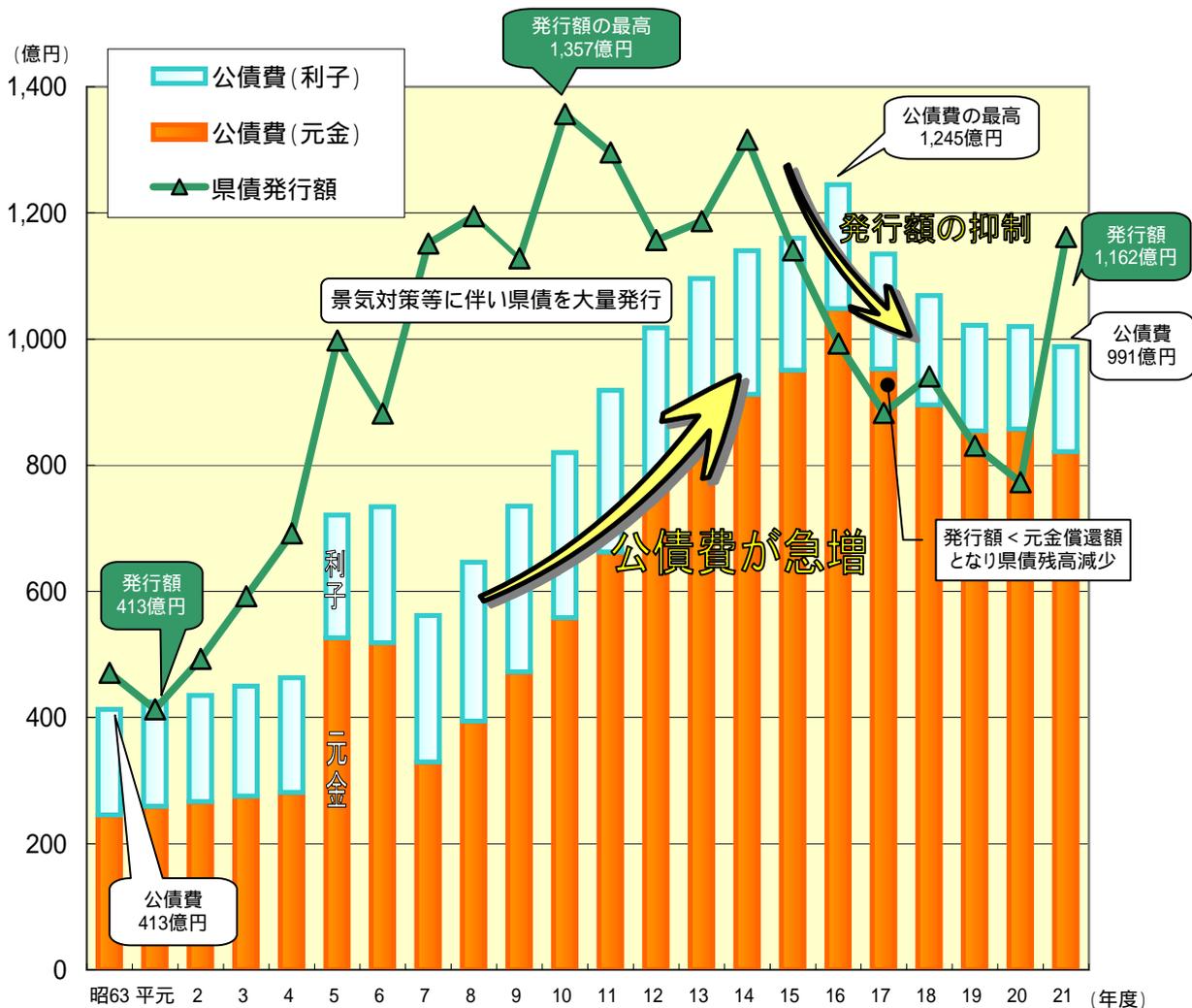
4 栃木県の県債発行額及び公債費の推移

バブル崩壊後、平成4年度から行った景気対策のために、毎年多額の県債を発行してきました。

多額の借入をした影響はその数年後から現われ、平成21年度では、返済金(公債費)が一般会計歳出の11%を占め、県財政を圧迫する要因の一つとなっています。

平成15年度以降は、毎年、投資的経費(建物、道路等)を抑えることにより、借入金(県債)を減らし、**県債残高を抑制**してきました。

平成21年度は景気悪化による財源不足を補うため、臨時財政対策債を大量に発行することから、再び借入額が返済金を上回っています。



県債発行額及び公債費は20年度までは決算額、21年度は9月補正後ベース(21年度発行額には20年度からの繰越分を含む)

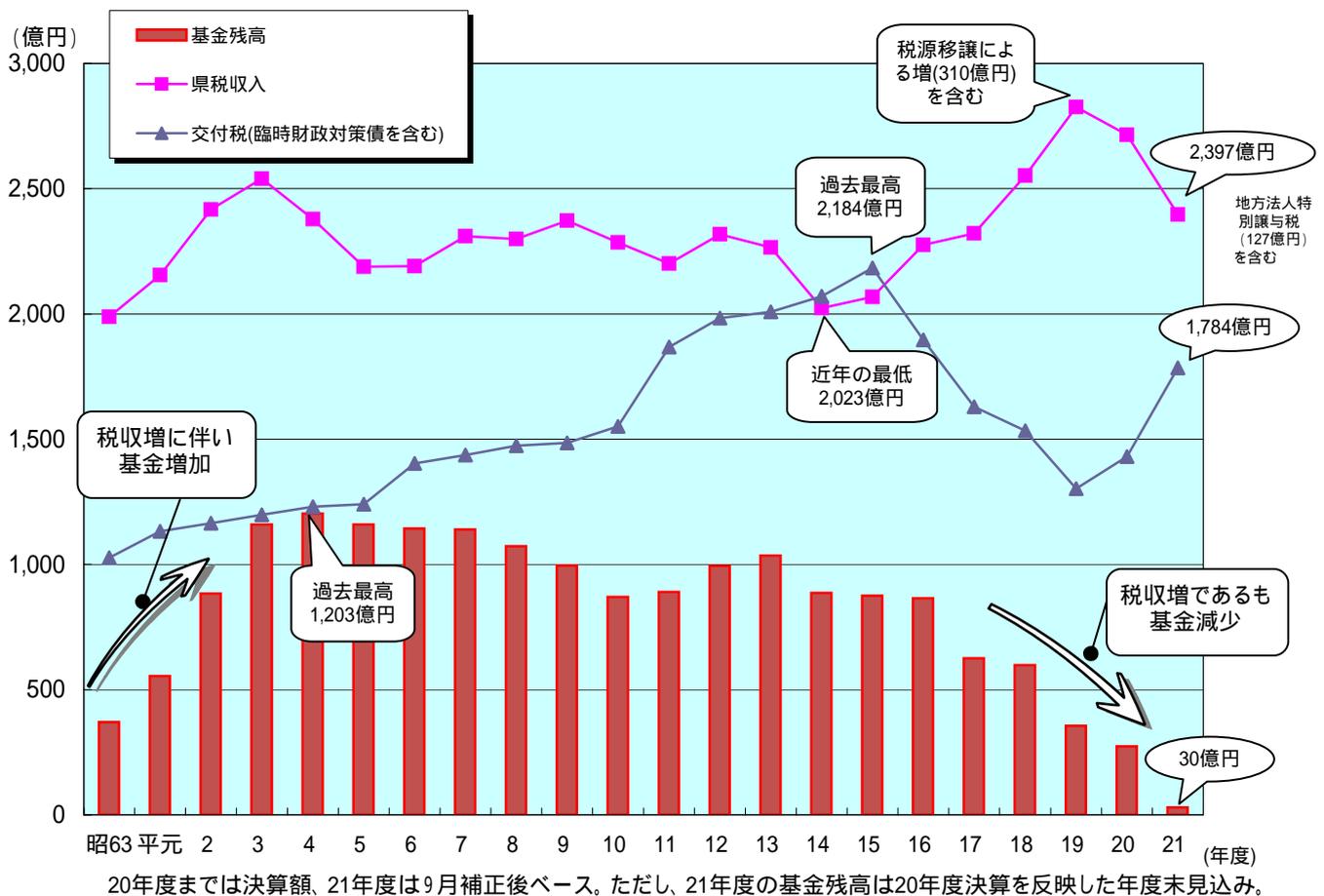
< 臨時財政対策債 >

臨時財政対策債は、国から地方公共団体に配分する地方交付税が足りないため、その不足する金額の一部をいったん地方公共団体が借入れをしてまかなっておく県債なので、ここに含めています。

5 地方交付税等と財政調整的基金残高の推移

平成19年度まで、税源移譲もあり県税収入が増えた一方で、地方交付税(臨時財政対策債を含む)は減少傾向にあり、**県全体では使えるお金(財源)は増えていませんでした。**

また、平成20年度から、県税収入の減もあり地方交付税は伸びましたが、**急激な県税収入の減により、県財政はますます厳しくなると予想されます。**



歳出に見合う歳入が確保できないため、**貯金(財政調整的基金)を取り崩して財源不足を穴埋め**しています。その結果、基金残高が急激に減り、**21年度末には30億円となる見込み**です。

<地方交付税>

地方交付税は、国に納められた税金を財源として、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域にも一定水準の行政サービスを提供できるよう、財源を保障するためのものです。

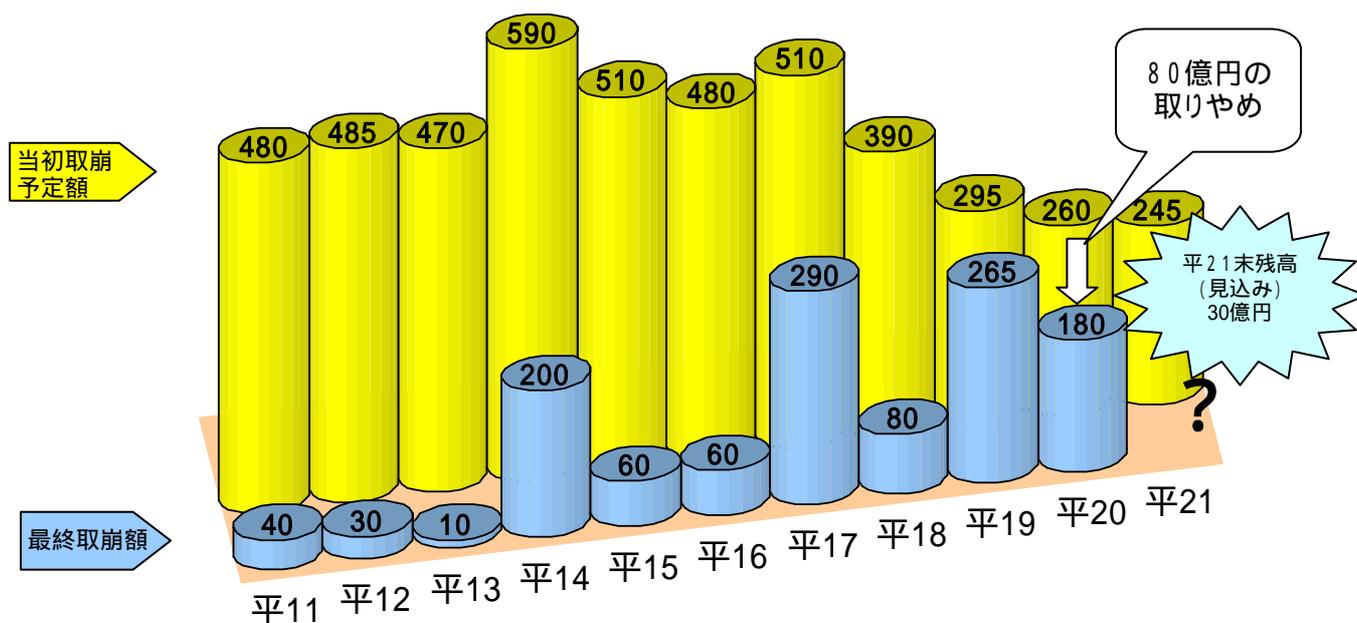
財政調整的基金の取崩状況

財源不足を補てんする**財政調整的基金**の平成20年度の**最終取崩額は180億円**です。

この取崩額は、**過去4番目に多い額**となります。

(単位:億円)

当初取崩予定額と最終取崩額の推移



財政調整的基金とは、財政調整基金、県債管理基金、県有施設整備基金、社会福祉施設整備基金をいいます。

これまで当初予算編成時に取り崩しを予定していても、**税収や交付税の増等**により、その大半を2月補正や3月補正で取りやめることができました。

しかし、平成20年度は、80億円の取りやめに止まり、平成21年度予算は、**基金を245億円取り崩すこと**としているので、年度末の残高は30億円となる見込みです。

6 三位一体の改革の影響

本県は、三位一体の改革で財源が**749億円も減少**し、財政規模が同じような団体の中でも特に大きな影響を受けています。

(単位:億円)

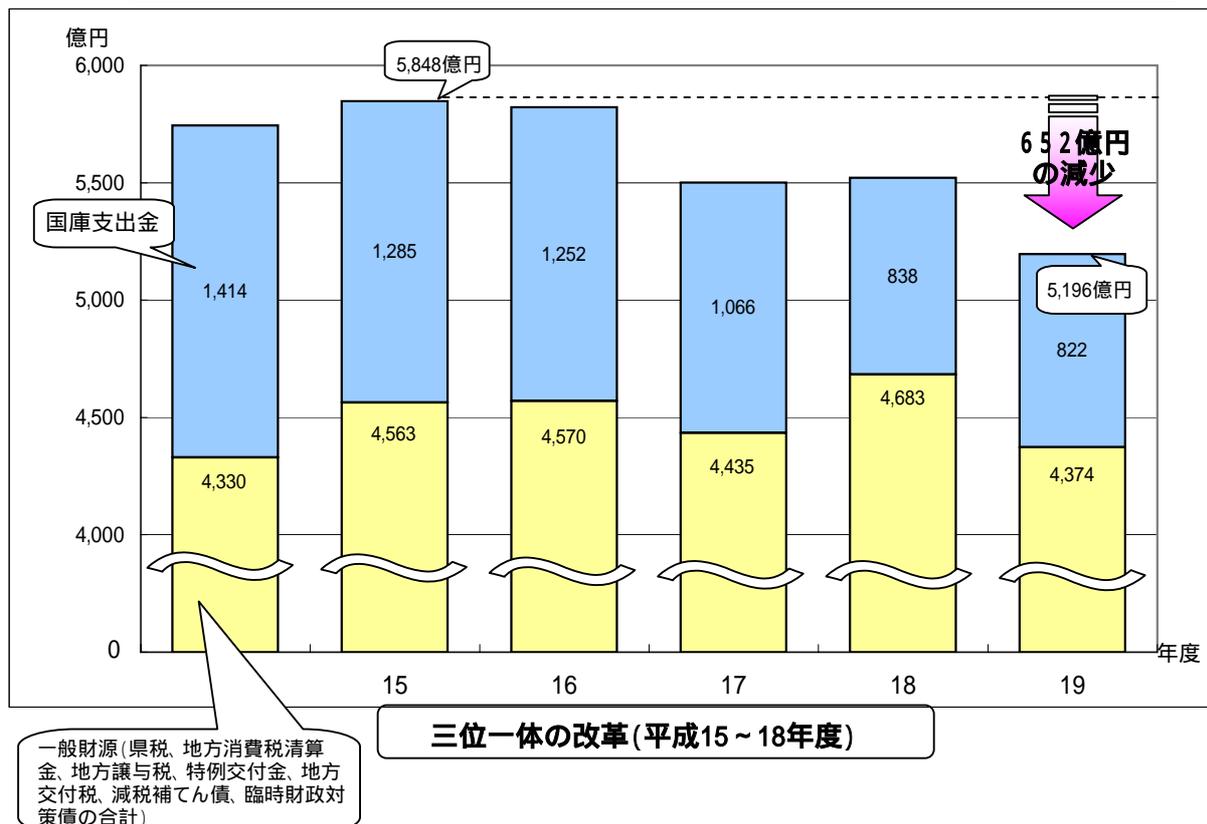
	国庫補助負担金 改革額 (H18-H15) 1	税源移譲額 2	国庫補助負担金 改革の影響額 a+b	地方交付税改革額 (H18-H15) 3	三位一体の改革 の影響額 a+b+c
	a	b		c	
宮城県	462	325	137	382	519
栃木県	408	310	98	651	749
群馬県	379	321	58	455	513
長野県	4	317	317	521	204
岐阜県	381	299	82	481	563
三重県	342	300	42	648	690
京都府	437	417	20	745	765
岡山県	366	261	105	809	914
熊本県	378	212	166	436	602

平成19年度熊本県調べ等から(当初予算ベース)

- 1 国庫補助負担金改革額は、平成15～18年の税源移譲対象(当初予算ベース)の改革額であり、スリム化及び交付金化を除く。
- 2 税源移譲額は、影響額が平年度化した場合の額
- 3 地方交付税改革額は、臨時財政対策債を含み、平成18年度と平成15年度の決算額の差
- 4 長野県の国庫補助負担金改革額については算定されておらず不明

本県の一般財源・国庫支出金の推移 (決算ベース)

本県の一般財源と国庫支出金の総額は、三位一体の改革の影響で、平成15年度から平成19年度までの間に**約652億円減少**しています。
税源移譲されたにもかかわらず、国庫支出金が減っただけとなり、県の実際の歳入は大きく減っています。

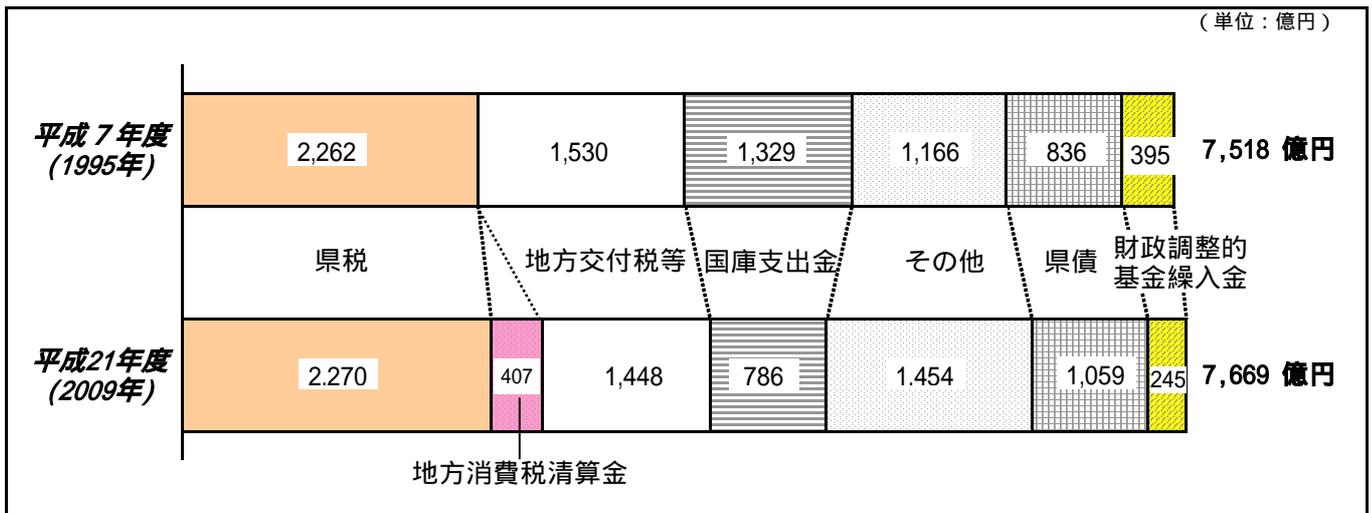


7 平成21年度予算と平成7年度予算の比較

平成21年度予算と同規模

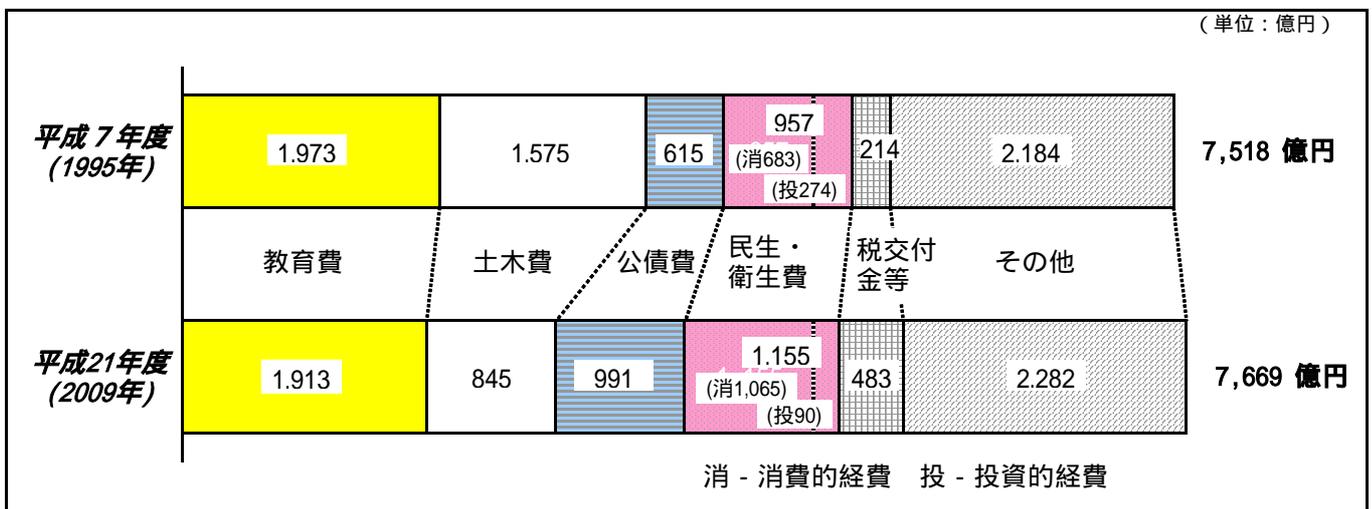
歳入

県税収入は、地方消費税の導入(H9)や国からの税源移譲もあり増えています。地方交付税等や国庫支出金は減少しています。



歳出

平成7年度はバブル崩壊後の景気対策もあり、建設事業が多く行われ、土木費などの支出が拡大しましたが、それに伴い借入金(県債)の額も拡大しました。
 現在は建設事業が減り、新たな借入金は減ってきていますが、過去の借入金の返済金(公債費)が年間約1,000億円あり、大きな負担となっています。
 高齢化に伴い、福祉や医療に関する経費(民生・衛生費の消費的経費)が大きく増えており、今後もこの傾向が続くものと見込まれます。



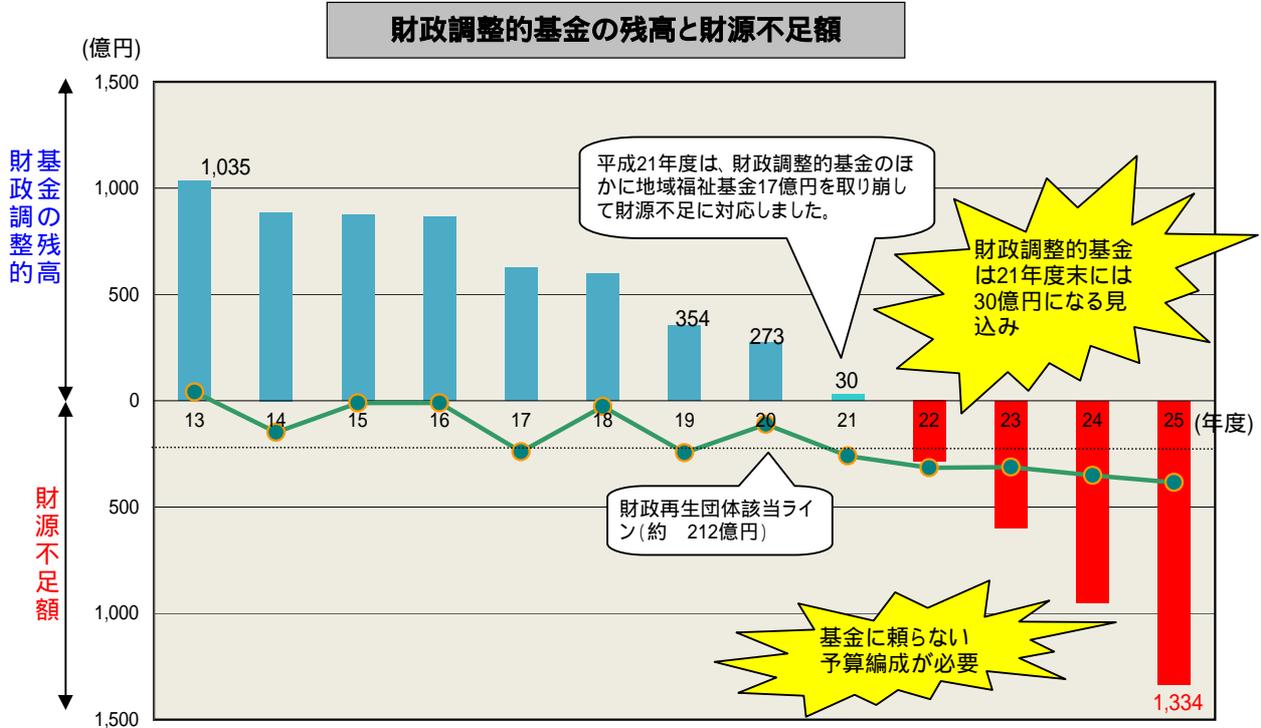
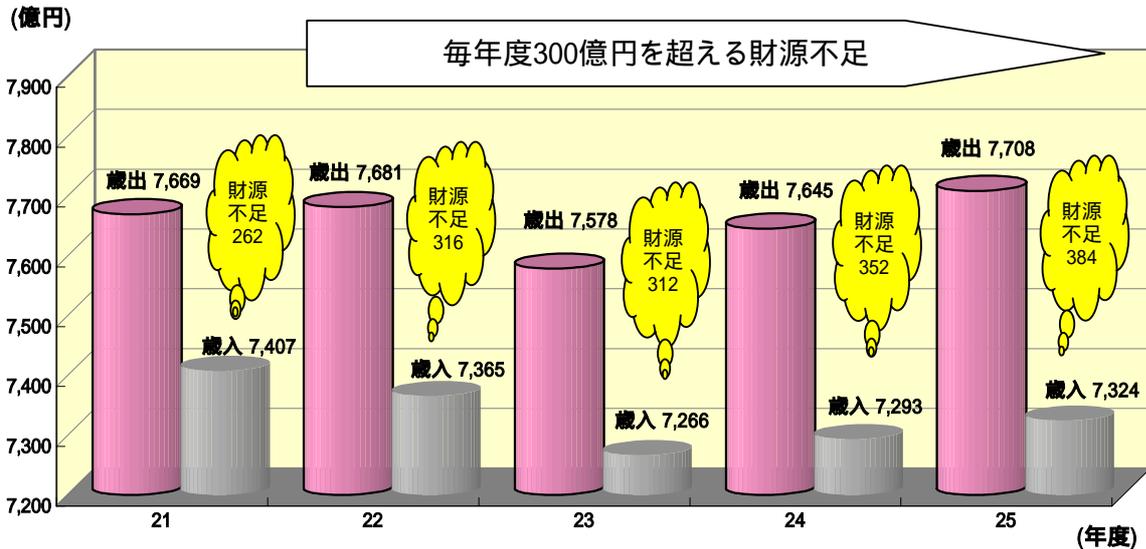
8 これまでの財政健全化の取組

	<平成6～9年度> 栃木県行政 改革大綱	<平成10～12年度> 栃木県行政改革 大綱(第2期)	<平成13～17年度> 栃木県新行政 改革大綱	<平成18～22年度> 栃木県財政 改革大綱
	<p>事務事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務事業の休廃止等 587件 補助金の休廃止等 284件 <p>組織の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所と福祉事務所の統合による健康福祉センターの設置 8事務所 1支所 <p>人事管理の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 定員管理の適正化 一般行政部門: 101人 <p>事務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 出先機関への権限移譲 	<p>事務事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務事業の休廃止等 237件 補助金の休廃止等 248件 投資的経費抑制 <p>組織の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 農務部関係の組織改編 本庁 3課・室 出先 28事務所 <p>人事管理の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 定員管理の適正化 一般行政部門: 174人 <p>事務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村への権限移譲 19法令 127項目 <p>その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報公開条例施行 旅券センターでの旅券日曜日交付開始 	<p>事務事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務事業の休廃止等 387件 補助金の休廃止等 251件 公共事業のコスト削減 <p>組織の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 競馬事業の廃止 競馬事務所の廃止 大阪事務所の廃止 <p>人事管理の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 定員管理の適正化 一般行政部門: 252人 <p>事務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村への権限移譲 87法令 1,185項目 出先機関への権限移譲 40法令 183項目 行政評価手法の導入・活用 <p>その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント制度の導入・活用 46件(13～16年度) NPOセンターの設置・運営 	<p>事務事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務事業の見直し 交通災害共済事業の廃止 補助金・負担金の見直し <p>組織の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 県債発行額抑制 投資的経費5.5%/年以上削減 公共事業コスト縮減 15%のコスト縮減 (H21年度目標) 環境部門と林務部門の統合・再編 市町村合併に伴う出先機関の見直し 佐野健康福祉センターの廃止 青少年教育施設の廃止 青年の家: 2 少年自然の家: 3 <p>人事管理の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 定員管理の適正化 一般行政部門: 390人 (H17.4.1～H23.4.1の目標人数) H17.4.1～H21.4.1の削減人数 339人 <p>事務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村への権限移譲 新たな政策評価の実施 公共事業事前評価システムによる評価実施 <p>その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度導入 県出資法人等の見直し
歳出削減効果	116億円	503億円	697億円	389億円(目標額)

これまでも行財政改革には着実に取り組んできましたが、より一層の取組が必要となりました。

9 今後の財政収支見込み（健全化対策前）

これまでは財源不足を貯金（財政調整的基金）で補うことでどうにか予算編成ができました。しかし、平成21年度末には貯金が30億円しかなくなり、このままでは多額の赤字を抱え、**財政再生団体に転落する恐れ**があります。



20年度までは決算額、21年度以降は見込額です。

21年度以降の収支見込みについては、「栃木県の中期財政収支見込みについて」によります。

今後の経済環境の変化や地方分権改革などによって試算した数値は変動します。

「栃木県の中期財政収支見込み」について

1 概要

平成20年度決算や国の試算値の変更等、とちぎ未来開拓プログラム（試案）発表後の変動要因を踏まえ、平成25年度までの中期財政収支見込みを再試算しました。

平成21年度当初予算案の数値を基礎に、平成21年6月に改定された、国の「経済財政の中長期方針と10年展望 比較試算（改定）」（以下「10年展望（改定）」という。）等を参考に、いくつかの前提条件を設定して機械的に試算したものです。したがって、今後の経済環境の変化や国の予算編成の動き、地方分権改革などによって、試算した数値は大きく変動します。

2 試算の考え方

前提条件

- ・対象 平成21年度当初予算を前提とした一般会計の当初予算
- ・期間 平成21～25年度までの5年間
- ・手法 歳出総額ベース及び一般財源ベースで試算

3 中期財政収支見込み（一般会計・平成21年度当初予算ベース）

歳 出		(単位:億円、%)									
区 分	平21	伸び率	平22	伸び率	平23	伸び率	平24	伸び率	平25	伸び率	
1 投資的経費	1,266	0.3	1,326	4.7	1,226	7.5	1,193	2.7	1,190	0.3	
(1)公共事業費・直轄負担金等	493	10.8	479	2.8	479	0.0	479	0.0	479	0.0	
(2)その他建設事業費	773	7.8	847	9.6	747	11.8	714	4.4	711	0.4	
2 義務的経費	4,543	1.3	4,480	1.4	4,504	0.5	4,594	2.0	4,670	1.7	
(1)職員費	2,138	1.1	2,088	2.3	2,079	0.4	2,074	0.2	2,063	0.5	
(2)公債費	991	3.2	964	2.7	963	0.1	995	3.3	1,043	4.8	
(3)主要義務費	931	0.4	950	2.0	985	3.7	1,040	5.6	1,081	3.9	
(4)税交付金等	483	1.2	478	1.0	477	0.2	485	1.7	483	0.4	
3 その他消費的経費	1,860	7.4	1,875	0.8	1,848	1.4	1,858	0.5	1,848	0.5	
(1)積立金・県単貸付金等	1,065	12.3	1,065	0.0	1,065	0.0	1,065	0.0	1,065	0.0	
(2)その他一般行政費	795	1.3	810	1.9	783	3.3	793	1.3	783	1.3	
歳 出 合 計	7,669	0.9	7,681	0.2	7,578	1.3	7,645	0.9	7,708	0.8	
一 般 財 源 ベ ー ス A	5,455	1.1	5,437	0.3	5,341	1.8	5,425	1.6	5,489	1.2	

歳 入

・「10年展望（改定）」の2010年世界経済順調回復シナリオ

(単位:億円、%)

区 分	平21	伸び率	平22	伸び率	平23	伸び率	平24	伸び率	平25	伸び率
1 県税・地方消費税清算金	2,677	17.4	2,393	10.6	2,405	0.5	2,444	1.6	2,474	1.2
2 地方交付税	1,250	9.6	1,270	1.6	1,235	2.8	1,240	0.4	1,240	0.0
3 地方譲与税等	189	190.8	311	64.6	316	1.6	321	1.6	327	1.9
4 交安交付金、繰越金等	18	0.0	18	0.6	18	0.0	18	0.0	18	0.0
5 県債	1,059	33.5	1,129	6.6	1,055	6.6	1,050	0.5	1,046	0.4
うち臨時財政対策債	509	103.6	567	11.4	548	3.4	541	1.3	538	0.6
歳入（一般財源）合計 B	5,193	1.2	5,121	1.4	5,029	1.8	5,073	0.9	5,105	0.6
うち地方一般財源	4,625	1.5	4,541	1.8	4,504	0.8	4,546	0.9	4,579	0.7
財源不足額 B - A	262		316		312		352		384	
財源不足累計額	30		286		598		950		1,334	
年度末県債残高見込み	10,129		10,469		10,753		11,014		11,241	

項目別の試算の考え方

区分	試算の考え方	
歳出	職員費	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度決算を踏まえて試算した。 人事委員会勧告は見込んでいない。 ベースアップは見込んでいない。 職員数については、定員管理計画に基づく減員を見込んだ。
	公債費	<ul style="list-style-type: none"> 既発行分の元利償還金に、今後の県債発行見込額にかかる元利償還金を加えて見込んだ。
	主要義務費	<ul style="list-style-type: none"> 退職手当はベースアップを見込まず、退職者数は所要人数を見込んだ。 措置費、介護保険、医療費公費負担等は、平成20年度決算を踏まえ、所要見込額を積み上げた。
	投資的経費	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業費、県単公共事業費は、行財政改革大綱期間中の平成22年度は3.0%、それ以降は前年度同額で見込んだ。 大規模建設事業費等は、年次計画等に基づき所要見込額を積み上げた。
	その他一般行政費	<ul style="list-style-type: none"> 税関連支出は、税収見合いで見込んだ。 その他については、平成23年度まで各年度 1.0%、それ以降は前年度同額で見込んだものに、一部変動要因を加えた。
歳入 (一般財源)	県税・地方消費税清算金	<ul style="list-style-type: none"> 今後の伸び率について、平成22年度は「総務省地方財政収支の10月仮試算」の伸び率、平成23年度以降は「10年展望(改定)」における名目成長率等を参考に試算した。 H22: 5.4% H23:1.5% H24:1.8% H25:2.1% 地方法人特別税の平年度化による法人事業税の減額を見込んだ。
	地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> 今後の伸び率について、「総務省地方財政収支の10月仮試算」の伸び率等を参考に試算した。
	地方譲与税・地方特例交付金	<ul style="list-style-type: none"> 地方譲与税は、地方法人特別譲与税を見込んだほか、その他の譲与税は平成21年度同額で見込んだ。 特別交付金については、地方財政計画に基づき平成21年度までとし、児童手当特例交付金及び減収補てん特例交付金については、平成21年度同額で見込んだ。
	県債	<ul style="list-style-type: none"> 投資的経費(補助・単独)の歳出見込額に基づき試算した。 臨時財政対策債については、税等の減収の一定割合をその増発でまかなうものとして試算した。 退職手当債については、平成21年度同額で見込んだ。

* 地方一般財源・・・県税、地方消費税清算金、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金、臨時財政対策債等の合計額

未来を拓くために

持続可能な財政基盤の確立に向けて

目標・集中改革期間・収支改善目標額

< 目標 >

「平成25年度から収支の均衡した予算を編成」

< 集中改革期間 >

平成21年度から平成24年度までの4年間

(可能なものは21年度から実施)

< 収支改善目標額 >

平成25年度までに約384億円

集中改革期間における具体的な取組

1 県民ニーズへの的確な対応

- (1) 次の時代を切り拓く人づくり
- (2) 安全・安心な地域社会づくり
- (3) 未来につなぐ環境づくり
- (4) 活力あふれる産業の振興
- (5) 未来につなぐ土台づくり

2 内部努力の徹底

- (1) 組織体制のスリム化
- (2) 職員数の削減
- (3) 給与構造の見直し等
- (4) 改革を担う職員の育成等
- (5) 各種運営費の削減
- (6) 公債費縮減への工夫

3 歳入の確保

- (1) 県税
- (2) 地方交付税
- (3) 財産収入
- (4) 使用料・手数料等の見直し
- (5) 出資金・貸付金の見直し
- (6) 新たな歳入の確保
- (7) 未収債権対策の推進
- (8) 県債の活用

4 行政経費の削減

- (1) 事務事業の見直し
県の役割の明確化
県民ニーズの検証等
「最少の費用で最大の効果」の実現
受益者負担の適正化
- (2) 公の施設の見直し
- (3) 公共事業等の見直し
- (4) 「経済危機対策」による後年度負担の軽減

1 県民ニーズへの的確な対応

次の取組を積極的に進めることで、「“とちぎ”らしさ」の実現を図ります。

(1) 次の時代を切り拓く人づくり

「人」はすべての活動の源泉であり、地域の活力の基盤となる「人づくり」を進めていきます。

子育て支援を積極的に進めるほか、学力・体力・技術力の向上を目指し、特色ある学校教育を推進するとともに、県民スポーツの振興を図ります。

こども医療費補助金

小学6年生まで拡大します。なお、入院時食事療養費助成は廃止します。

妊産婦医療費補助金

子育て支援に係る本県の特色ある取組として継続します。

特別保育事業等推進費（1歳児保育担当保育士増員費）

子育て支援に係る本県の特色ある取組として、現行（3対1）どおり継続します。

特別保育事業等推進費（民間育児サービス対策事業費）

多様な保育サービスの確保を図るため継続します。

第3子以降保育料免除事業費

本県の特色ある取組として継続します。

児童健全育成事業費（放課後児童クラブ運営費など）

子育て支援を推進するため、継続します。



（続く）

(続き)

幼稚園運営費補助金

補助単価を現行額で維持します。

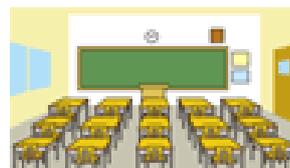


幼稚園特別支援教育費補助金

特別支援教育を促進します。

私立小中学校運営費補助金

補助単価を見直したうえで継続します。



本県独自の少人数学級推進に係る経費

きめ細かな教育を推進します。

スクールカウンセラー活用事業費

学校教育相談の充実を図ります。

科学技術高校整備費

ものづくり県を支える人材を育成します。

私立高等学校運営費補助金

補助単価を現行額で維持します。



私立高等学校授業料減免補助金

低所得世帯の負担軽減のため継続します。

総合スポーツゾーン整備の検討

引き続き検討を進めます。

グリーンスタジアム整備費

プロスポーツ使用への適合と安全性の向上を図ります。

全国スポーツ・レクリエーション祭開催費

平成23年度に本県で開催します。

全国健康福祉祭（ねんりんピック）の開催準備

平成26年度に本県で開催します。



(2)安全・安心な地域社会づくり

地域の誰もが健康で、高齢者や障害者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを進めます。

地域医療の確保や福祉の充実に努めるとともに、消費者保護の強化や防犯・交通安全対策などの充実を図ります。

小児休日・夜間急患センター等運営事業費

小児救急医療に係る本県の特色ある取組として継続します。

病院群輪番制病院運営事業費

地域の救急医療確保のための、本県の特色ある取組として継続します。

第三次救急医療対策費

県の役割である第三次救急医療体制を確保します。

ドクターヘリ導入促進事業費

救急医療専用ヘリコプターによる救急医療体制の強化を図ります。

新型インフルエンザ対策緊急推進事業費

新型インフルエンザ対策を推進します。

総合周産期母子医療センター運営事業費

周産期医療体制を確保します。

とちぎ子ども医療センター事業費

小児高度専門医療を確保します。



医学生修学資金貸付事業費

医師確保のため、全国トップクラスの修学資金貸付制度を継続します。

看護師等養成所運営費補助金

看護職員の安定的な養成を図り、県内定着を促進します。

足利赤十字病院整備助成費

病院整備を助成し、地域医療の確保を図ります。

(続く)

(続き)

大田原赤十字病院整備助成費

病院整備を助成し、地域医療の確保を図ります。

育成医療費補助金

身体障害児等に対する医療費助成を継続します。

母子保健医療費補助金

未熟児及び長期入院を要する結核児童に対する医療費助成を継続します。

障害児（者）在宅福祉費（重心医療費補助金）

重度心身障害児（者）に対する医療費助成を継続します。

小児慢性特定疾患治療研究事業費

小児慢性特定疾患の治療研究に対し、県独自の助成を継続します。

特定疾患医療費（県単独指定疾患分）

県単独指定特定疾患の治療研究に対し、県独自の助成を継続します。

耐震改修促進事業費（民間住宅の耐震化促進）

民間住宅の耐震化率90%（平成27年度末まで）に向けて取り組みます。

防災拠点の耐震化（県有建築物）

防災上重要な県有建築物の耐震化を進めます。



高等学校校舎耐震化対策事業費

生徒の安全を確保するため、高等学校の耐震化を進めます。

通学路の歩道整備

子どもたちの安全確保のため、通学路の歩道整備を進めます。



女性自立支援センター（仮称）整備費

D V 被害者等の相談・保護・自立支援のための拠点を整備します。

捜査用警察車両の計画的更新経費

パトカーなど、捜査用警察車両の計画的な更新を進めます。

(3) 未来につながる環境づくり

恵み豊かな“とちぎ”の環境は、県民共通の財産です。「とちぎ環境立県戦略(仮称)」に基づき、県民の力を結集し、地球温暖化対策等に積極的に取り組み、本県の、そして世界の未来につながる環境づくりを進めていきます。

環境立県の推進

「とちぎ環境立県戦略(仮称)」を策定し、温暖化等地球環境問題に取り組みます。

とちぎの元気な森づくり県民税事業費

奥山林・里山林の整備、森を育む人づくりなど、県民協働による森づくりを進めます。



環境学習・環境保全活動推進事業費

環境保全等に対する意欲や実践力を培います。

とちぎ産業振興プロジェクト推進事業費

環境関連技術の開発や販路開拓等を支援します。

とちぎ“エコ・イノベーション”促進事業費

環境配慮技術に関し優れた取組を行っている事業所を表彰し、紹介します。

環境保全資金貸付事業費

中小企業の地球温暖化防止対策等を支援します。

浄化槽設置整備費

市町村が実施する浄化槽設置整備事業を支援します。



(4) 活力あふれる産業の振興

県民の生活と本県の成長を支える産業の振興を図るとともに、安定した雇用の確保を目指します。不況に強い産業構造への転換を進めるとともに、農業の競争力強化を図り、魅力ある観光地づくりに取り組みます。

産業活性化金融対策費（中小企業向け制度融資）

低利融資により中小企業を支援します。

小規模企業経営支援事業費

小規模企業の経営改善を支援します。



中小企業組合等経営支援事業費

中小企業の組織化を支援します。

企業立地促進事業費

補助基準を見直したうえで継続し、積極的な企業誘致に取り組みます。

アンテナショップの設置

県産品の販路を開拓するため、都内にアンテナショップを設置します。



「やすらぎの栃木路」宣伝事業費

各種メディアを活用した共同宣伝事業等を実施します。

“食と農”交流促進事業費

“食と農”への理解促進のため「“食と農”ふれあいフェア」を開催します。

農業試験場再編整備事業費

計画の一部を見直したうえで、試験研究の拠点整備を進めます。



(5) 未来につなぐ土台づくり

本県の土台となる基盤づくりを進めるとともに、新しい自治の形成を図ります。
魅力ある個性輝く地域づくりを進めるとともに、地方分権に対応した「県民中心・市町村重視」の自治のかたちを創っていきます。

次期総合計画の策定

「とちぎ元気プラン」に続く、“新しい総合計画”（計画期間：平成23年度から平成27年度）を策定します。

地方分権改革への適切な対応

市町村への権限移譲などを積極的に進めます。



2 内部努力の徹底 〔平成25年度における効果額約87億円〕

(1) 組織体制のスリム化

< 基本的な考え方 >

市町村合併や地方分権の進展に対応し、広域自治体としての県の役割を踏まえた出先機関の見直しを図ります。

事務事業の見直しを徹底し、行政ニーズの変化を的確に捉え、簡素で効率的な組織の構築を図ります。

〔主な取組 〕

■ 出先機関の統廃合等

所管する区域の人口や面積、事業量、庁舎の配置状況等を踏まえ、より広域的な所管区域となるよう出先機関の統廃合を実施します。

対象の出先機関

佐野県税事務所と足利県税事務所の統合（佐野へ統合）

佐野土木事務所と足利土木事務所の統合（足利へ統合）

ただし、土木事務所については、災害対応など緊急かつ即応性を要する一定の業務は、引き続き佐野で実施

塩谷農業振興事務所と南那須農業振興事務所の統合（塩谷へ統合）

塩谷教育事務所と南那須教育事務所の統合（塩谷へ統合）

～ については、平成22年度実施とします。

上記のほか、1市又は1市1町のみを所管する出先機関の統廃合を検討

その他の出先機関についても、地方分権等の更なる進展を踏まえた、より広域的な再編や、事務事業の見直し等による統廃合及び内部組織体制の見直しを進めます。

対象の出先機関

日光治山事務所、県民の森管理事務所の統廃合

健康福祉センター及び農業振興事務所等の内部組織体制の見直し、教育事務所のあり方の検討 等

〔主な取組 〕

■ 本庁組織の見直し

業務量や業務内容の変化を踏まえた課室の改編や中間職の配置の見直しを進めます。

(2) 職員数の削減

< 基本的な考え方 >

事務事業の徹底した見直しや簡素で効率的な組織体制の構築をこれまで以上に推進するとともに、各行政分野ごとの事業量に見合ったメリハリある職員配置を行うなど、職員数の削減に取り組みます。

〔主な取組〕

適正な職員配置と職員数の削減

一般行政部門の職員については、事務事業の徹底した見直しや出先機関の統廃合等による組織体制のスリム化を図り、現在の定員管理計画の削減数を見直し、平成21年4月1日から平成25年4月1日までの4年間で約450人を削減することにより、4,300人体制とします。

教職員については、児童・生徒数の減少や県立高等学校の統廃合の進捗などを踏まえ、適正に配置します。

警察官については、県民の安全安心の確保に配慮しながら、適正に配置します。

教育委員会事務局や警察等の事務職員については、一般行政部門の職員と同様、事務事業の徹底した見直しなどにより職員数の削減を図ります。

(単位：人)

	基準年 平成21年4月1日	目標年 平成25年4月1日	削減数
一般行政部門	4,736	4,289	447
教育部門	15,922	15,566	356
警察部門	3,758	3,742	16
公営企業部門	798	767	31
合 計	25,214	24,364	850

(3) 給与構造の見直し等

< 基本的な考え方 >

給与構造の改革を推進するとともに、職員の給与カットを実施することにより、総人件費を抑制します。

職員の諸手当や旅費について、更なる見直しを実施します。

〔主な取組〕

■ 総人件費の抑制

給与構造の改革を引き続き推進し、職員数の削減による効果と合わせ、総人件費を抑制します。

全職員一丸となって財政健全化に取り組むため、集中改革期間において職員の給料を5%カットします。

集中改革期間及び平成25年度における効果額 (単位：億円)

	22年度	23年度	24年度	22～24年度	25年度
給与構造の改革	20	25	38	83	50
給与改定	38	38	38	114	38
給与カット	70	70	70	210	0
計	108	108	108	324	38

平成22年度以降は給与改定がないものと仮定しています。

特別職については、平成21年4月から実施している給与カットを継続します。

カット率 知事20%、副知事15%、教育長・常勤監査委員10%

〔主な取組〕

■ 旅費の見直し

財務会計システムの見直しに合わせ、定額の旅行雑費を廃止します。

現行 路程100km未満300円/日・100km以上600円/日

県外交通機関の出張1,300円/日(現地交通費を含む)

平成25年度における効果額 【約2億円】

(4) 改革を担う職員の育成等

< 基本的な考え方 >

「新たな“公”を拓く」という考え方に立ち、職員の意識改革を進めながら、一人ひとりが気概を持って活躍できる人事制度の確立を図ります。

〔主な取組 〕

■ 職員の改革意欲の醸成

一人ひとりの職員が、県民に奉仕する公務員としての意識を、これまで以上に強く持ち、より柔軟な発想で、改革を着実に推進していくため、あらゆる機会を通じて組織全体で職員の改革意欲の醸成を図ります。

〔主な取組 〕

■ チーム制の導入と活用

中堅・若手職員のマネジメント能力の育成と士気高揚を図るため、担当グループ内にチームを設置してリーダーを配置するチーム制を導入し、積極的に活用します。

〔主な取組 〕

■ 人事評価システムの本格導入

人事評価の結果を職員の登用や適材適所の人事配置等に活用することにより、職員の働きがいを高め、人材の育成を図っていきます。

そのために、職員の能力と業績を適正に評価する人事評価システムを本格的に導入します。

〔主な取組 〕

■ 他自治体や民間企業等との人事交流

複雑・多様化する行政課題に的確に対応できる人材の育成と組織の活性化を図るため、他自治体、国や民間企業との人事交流や派遣をより一層推進します。

(5) 各種運営費の削減

< 基本的な考え方 >

徹底した経費の削減を行うため、各種見直しを進めます。

庁舎管理業務コストの削減に努めます。

直営施設の管理運営のあり方等の検討を進めます。

各種協議会等の負担金の見直しを働きかけ、引き続き経費削減に努めます。

経費の性質に応じ、更に節減（平成21年度比で最大 50%）を進め、内部管理経費を一層節減します。

平成25年度における効果額 【約19億円】

〔主な取組 〕

■ 庁舎管理業務のコスト削減

光熱水費等の更なる節約を図るほか、清掃業務など管理経費の削減に努めます。

隣接する庁舎の施設管理の一体化を進めます。

〔主な取組 〕

■ 直営施設の管理運営のあり方等の検討

現在、県直営で管理を行っている施設について、指定管理者制度の導入を含め、管理運営のあり方について検討を進めることにより、県民サービスの向上とコスト削減を図ります。

〔主な取組 〕

■ 各種協議会等負担金の削減

協議会への参加については真に必要なものに厳選します。

各種協議会等に対し、負担金の見直しを働きかけ、経費削減に努めます。

〔主な取組 〕

■ 内部管理経費の一層の節減

職員一人ひとりのコスト意識を高め、内部管理経費の一層の節減を行います。

(6) 公債費縮減への工夫

< 基本的な考え方 >

公債費負担の平準化、総額抑制の両面から、そのあり方について見直しを行います。

財源不足に対応するため、臨時財政対策債を大量発行しますが、投資的経費の抑制に努め、県債残高の縮減を図ります。

平成25年度における効果額 【約16億円】
(「経済危機対策」による効果2億円を含みます。)

〔主な取組 〕

■ 投資的経費の削減による利子負担の軽減と残高の抑制

投資的経費全体の削減により、県債の新規発行額を抑制し、将来の公債費の負担軽減を図ります。

地方税収の大幅な減収等による財源不足に対応するため、やむを得ず臨時財政対策債を大量発行しますが、投資的経費の抑制に努め、早期に県債残高を平成16年度末残高(9,935億円)以下に抑制します。

〔主な取組 〕

■ コストの縮減

償還コストの低減を図るため、引き続き、財政融資など低利な資金を導入するとともに、10年債と比べて金利の低い5年債の発行割合を増やします。

発行コストの低減を図るため、「金融機関からの提案方式」の検討や発行手数料抑制を図ります。

財政の健全化を着実に進め、県債の格付けや市場の評価の維持を図ります。

〔主な取組 〕

■ 公的資金繰上償還の拡大

金利の高い政府資金等の繰上償還について、更なる条件緩和を国へ要望し、借換による金利負担の軽減を図ります。

〔主な取組 〕

■ 公債費負担の平準化

借換債の活用や償還方式の見直しにより、公債費負担の平準化を図ります。

公債管理特別会計における満期一括償還分の積立金については、公債費の平準化のため引き続き実施します。

大規模建造物の耐用年数を勘案し、30年債の導入について検討します。

3 歳入の確保

〔平成25年度における効果額約51億円〕

(1) 県税

< 基本的な考え方 >

適正な課税や滞納処分を徹底するなど、歳入の大きな柱である県税収入の確保に全力で取り組みます。

平成25年度における効果額 【約18億円】

〔主な取組〕

徴収率の向上

県税事務所・地方税徴収特別対策室は各年度ごとに適切な徴収目標を設定し、その目標達成に努めます。

全国低位にある個人県民税徴収率の向上のため、市町村と緊密な連携を図るとともに、その向上に向けた効果的な対策に取り組みます。

特別徴収実施事業所の拡大に向け、証明書の添付制度の導入を検討します。

各種融資制度の利用及び県営住宅入居時等における納税証明書添付について導入を検討します。

<参考> (平成20年度)

全国の徴収率 96.9%

本県の徴収率 96.2%(全国39位)

〔主な取組〕

滞納処分の徹底

公平性、財源確保の観点からも、悪質な滞納は許さない姿勢で臨み、捜索など徹底した財産調査を行い、差押えの早期着手に取り組みます。

インターネット公売を活用するなど、差押財産の処分促進を図ります。

<参考>

平成20年度インターネット公売落札実績

【9百万円】

〔主な取組〕

課税客体的確な把握

国(税務署)、市町村との緊密な情報交換を行い、未登録法人、未登記家屋など新たな課税客体の発見に努めます。

不正軽油の取締りを徹底します。

〔主な取組〕

とちぎの元気な森づくり県民税の 用途の検討

事業の進捗や県民の皆様の御意見等を踏まえ、用途について検討します。

(2) 地方交付税

< 基本的な考え方 >

地方交付税の支援措置を最大限活用した施策に取り組みます。

地方の財政需要を適切に反映した制度への改正を国に求めます。

平成25年度における効果額 【約1億円】

〔主な取組〕

■ 頑張る地方応援プログラムの活用

歳出削減率を高め、行革インセンティブの活用を図ります。

徴収率の向上など、県の頑張りの成果が地方交付税額に反映されるものについて、取組を一層強化していきます。

〔主な取組〕

■ 財政需要を的確に反映した制度改正の要請

本県の財政需要を踏まえ、現行制度の課題等を検証します。

財政運営に支障を生じさせないため、検証を基に地方交付税の額の算定方法に関する意見の申出を行います。

義務的に負担している経費と地方交付税に算入されている金額との乖離解消を要望します。

< 例 >

- ・教職員給与の算入単価の引き上げ
- ・難病治療研究費 等

(3) 財産収入

< 基本的な考え方 >

県有財産の有効活用を図ります。
未利用財産の売却を推進します。
活用可能な物件の貸付を進めます。
職員駐車場の有料化を進めます。
職員住宅等の家賃の見直しを行います。

平成25年度における効果額 【約3億円】

〔主な取組〕

■ 未利用財産の売却の推進

廃川・廃道敷地、県有施設の建替等により処分可能となった未利用財産の売却を推進します。

< 参考 >

平成20年度普通財産売却収入実績
【409百万円】

〔主な取組〕

■ 活用可能な物件の貸付推進等

貸付が適当な土地・建物については、貸付による収入確保を図ります。

貸付に当たっては、一般競争入札の導入等、新たな手法も検討します。

自動販売機設置に当たっては、一般競争入札を導入します。

〔主な取組〕

■ 職員駐車場の有料化

職員駐車場については、利用料を徴収します。
(平成21年度から実施)

〔主な取組〕

■ 職員住宅等の家賃の見直し

職員住宅等の家賃については、社会経済情勢を踏まえ、負担額の見直しを行います。

(4) 使用料・手数料等の見直し

< 基本的な考え方 >

受益に応じた負担の適正化を図る観点から、適時適切に見直しを行っていきま

す。
定期的な見直しを行い、行政サービスに応じた料金を設定を図ります。

事業実施に当たり、受益者が特定される経費については、適切な受益者負担を

設定します。
減免制度については、社会情勢の変化等を踏まえ、適時、制度運用の見直しを

検討します。

平成25年度における効果額 【約1億円】

〔主な取組〕

■ 使用料・手数料の定期的な見直し

平成23年度の予算編成に合わせて全般的な見直しを実施します。

今後も3年に一度、定期的な見直しを実施します。

<参考> 平成20年度見直し時の
効果額 【96百万円】

〔主な取組〕

■ 経費負担の見直し

事業内容を精査し、適切な受益者負担や、受益に応じた経費の負担割合を設定します。

〔主な取組〕

■ 新規設定・改定等の速やかな実施

国の法令改正等による手数料の新規設定、改定等を速やかに実施します。

高校入学金、授業料単価を地方財政計画の改正に合わせて見直します。

新たな設定についても検討します。

〔主な取組〕

■ 県有施設の有効な活用

県有施設の空きスペースなど、利用が見込まれるものは積極的に提供し、使用料収入の確保に努めます。

(5) 出資金・貸付金の見直し

< 基本的な考え方 >

出資金や貸付金については、制度の意義や効果の検証を行い、施策の成果が確保できないものについては、出資金の引き揚げ、あるいは新規貸付の中止等を検討します。

平成25年度における効果額 【約1億円】

〔主な取組〕

■ 出資金・貸付金の見直し

金融情勢その他の経済情勢の変化に迅速に対応しながら、貸付事業の実績を踏まえ、新規貸付の中止等見直しを実施します。

滞納債権については増加傾向にあるため、県民負担の公平性確保の観点からも、法的措置を含めた厳格な措置を講ずるなど、適切な債権管理に努めます。

無利子貸付金については、有利子化を検討します。

県の関係団体に対する出資金・貸付金については、必要性等について改めて検討します。

公営企業会計への貸付金については、事業の状況を踏まえ、早期回収を進めます。

(6) 新たな歳入の確保

< 基本的な考え方 >

県の広報媒体や県有施設などを活用した広告料収入の一層の確保に取り組みます。

ふるさと“とちぎ”応援寄附金（ふるさと納税制度）を活用した寄附金収入の確保に取り組みます。

平成25年度における効果額 【約1億円】

〔主な取組〕

■ 広告料収入の確保

県が作成する広報紙やパンフレット等の印刷物、県ホームページ、県庁舎などを活用して企業等の広告を掲載し、積極的な歳入確保に取り組みます。

< 参考 >

平成20年度実績 【6百万円】

〔主な取組〕

■ ネーミングライツ導入の拡大

ネーミングライツの契約施設を拡大し、積極的な歳入確保に取り組みます。

< 参考 >

平成20年度実績 【20百万円】

〔主な取組〕

■ ふるさと納税制度の活用

様々な機会を捉え、ふるさと“とちぎ”をPRし、「ふるさと“とちぎ”応援寄附金」への協力を働きかけます。

平成21年度からクレジットカード納付を導入するなど、寄附者の利便性の向上を図りながら寄附金の募集に取り組みます。

< 参考 >

平成20年度実績 【224百万円】

(7) 未収債権対策の推進

< 基本的な考え方 >

平成21年2月に策定した「債権管理の適正化のための取組方針」に基づき、税外収入の滞納の未然防止、債権回収の強化等による歳入の確保を図り、適正かつ効率的な債権の管理・回収を進めます。

平成25年度における効果額 【約1億円】

〔主な取組〕

■ 滞納の未然防止

審査の強化、債務者等に対する制度の周知、債務者の状況調査を適切に行います。

期限内回収を確実にするため、債務者等への納付案内、窓口指導を行うとともに、管理台帳の整備など内部管理体制の強化を図ります。

〔主な取組〕

■ 債権回収の強化

適正な督促、迅速な納付指導により早期回収に努めます。

資力がありながら納付意思がない滞納者に対しては、強制執行等の法的措置を行うとともに、民間能力の活用等を検討します。

〔主な取組〕

■ 取組目標の設定

各債権において、滞納債権の新規発生額が前年度の発生額を下回り、かつ過年度を含めた滞納額が前年度を下回ることを基本とした目標を設定し、全庁的に取り組めます。

〔主な取組〕

■ 制度運用の強化・徹底

滞納防止や債権回収等の効率化を図るため、制度そのものの見直しや、マニュアルの作成等を検討します。

管理体制の強化を図るため、担当職員の研修や取組の進行管理を行います。

(8) 県債の活用

< 基本的な考え方 >

県債の発行増は、将来の負担増につながることから、以下の点に留意しながら、引き続き発行の抑制に努めます。

後年度財政措置のある有利な地方債の活用を図ります。

無利子貸付金の積極的な導入を図ります。

発行可能な地方債の活用を図ります。

平成25年度における効果額 【約25億円】

〔主な取組 〕

■ 有利な地方債の導入

後年度に地方交付税措置されるなど、財政措置があり有利な地方債の活用を図ります。

経済対策は、充当率が高く、後年度財政措置のある補正予算債を活用していきます。

〔主な取組 〕

■ 地方道路整備臨時貸付金の活用

平成20年度に創設された地方道路整備臨時貸付金（無利子）の積極的な導入を図ります。

< 参考 >
地方道路整備臨時貸付金の平成20年度借入実績 【12億円】

〔主な取組 〕

■ 資金調達手法の多様化

安定的かつ効率的な資金調達を図るため、借入手法の多様化などについて検討を進め、実施していきます。

〔主な取組 〕

■ 発行可能な地方債の活用

将来の退職手当の増加に配慮しつつ、また、財政支出の平準化のために、発行可能枠の活用を図ります。

< 参考 >
平成20年度退職手当債発行実績 【60億円】

4 行政経費の削減

〔平成25年度における効果額約121億円〕

(1) 事務事業の見直し

〔平成25年度における効果額約103億円〕

次の ~ のような視点を踏まえ、事務事業の見直しを行っていきます。

見直しする主な事業については、見直しの視点ごとに、別冊「主な検討事業一覧」に掲載しています。

県の役割の明確化

〔平成25年度における効果額約27億円〕

ア 民間との役割分担

< 基本的な考え方 >

「民間にできることは民間に」を基本とし、県は県が担うべき役割への重点化を推進します。

民間と競合する事業は見直します。

国庫補助事業に県が単独で上乘せしている補助金は見直します。

国庫補助の対象にならない事業に対する県単独補助金は見直します。

協議会等による事業で県だけが費用負担しているものは見直します。

継続が必要な事業は、最も効率的な事例等を参考に見直します。

補助率は、ソフト1/2、ハード4/10を上限とします。

平成25年度における効果額 【約14億円】

イ 市町村との役割分担

< 基本的な考え方 >

「住民に身近なサービスは住民に最も身近な市町村で」を基本に、県は広域的・専門的な観点から必要な役割を果たすとともに、ノウハウの提供等を通じて支援を強化します。

県職員直営の支援への移行（ゼロ予算化）が可能な補助金は廃止します。

市町村に対し地方交付税措置されている事業は見直します。

国庫補助事業に県が単独で上乘せしている補助金は見直します。

国庫補助の対象にならない事業に対する県単独補助金は見直します。

継続が必要な事業は、最も効率的な事例等を参考に見直します。

補助率は、ソフト1/2、ハード4/10を上限とします。

市町村の財政力指数等により一部事業の補助率を変更します。

バイパス建設に伴い生じる旧道や、市町村のまちづくりに資する県道など住民に身近な道路については市町村に移管します。

権限移譲交付金を除き、市町村総合交付金は補助金同様に見直します。

平成25年度における効果額 【約13億円】

県民ニーズの検証等

〔平成25年度における効果額約18億円〕

ア 県民ニーズの徹底検証

< 基本的な考え方 >

個々の事業の費用対効果を十分に検証するとともに、県民ニーズや現状の課題解決に直接結びつかない事業は廃止するか、事業手法を見直します。

当面休止しても県民生活に著しい支障が生じない事業は休止します。

継続が必要な事業は、最も効率的な事例等を参考に見直します。

利用実績の少ない貸付金等は、廃止するか、貸付枠を縮小します。

平成25年度における効果額 【約11億円】

イ 関係団体（出資法人等）への県関与の見直し

< 基本的な考え方 >

県出資法人や補助対象団体に対する人的・財政的な県の関わり方を見直すとともに、今後の県議会における「県出資法人あり方検討会」の提言も踏まえ、法人のあり方の見直しを進めていきます。

法人の自立化の促進及び県と法人の役割分担の見直しの観点から、出資法人等への県職員派遣の縮減を進めます。

関係団体への補助金、交付金、委託料は改めて必要性を検討し、廃止またはスリム化します。

繰越金等内部留保のある関係団体への補助金は当分の間休止します。

平成25年度における効果額 【約7億円】

「最少の費用で最大の効果」の実現〔平成25年度における効果額約57億円〕

< 基本的な考え方 >

事業の実施に当たっては、費用対効果を徹底的に検証し、NPOをはじめとする民間活力の活用を積極的に図るなどにより事業手法を見直します。

民間等に比べ高コストの事業は廃止または実施方法を見直します。

職員自らが実施可能な事業は廃止してゼロ予算化します。

義務設置の審議会等を積極的に活用するとともに、審議会・懇談会等の一斉点検を実施し、形骸化しているものは廃止します。

無利子貸付金の有利子化を進めます。

内部事務処理の効率化を図るため、総務事務の集中化に取り組みます。

あらゆる事務事業において、徹底的な節約を行います。

平成25年度における効果額 【約57億円】

受益者負担の適正化

〔平成25年度における効果額約1億円〕

< 基本的な考え方 >

県民負担の公平性を確保する観点から、受益者負担の適切な導入・見直しを図ります。

平成25年度における効果額 【約1億円】

(2) 公の施設の見直し

< 基本的な考え方 >

県・市町村・民間の適切な役割分担と県の役割の重点化等の観点から、公の施設等のあり方について見直しを行います。

〔主な取組〕

■ 廃止・民営化

目的達成度、民間との競合、役割分担の観点から、廃止、民営化等を実施します。

なお、新たな青少年教育施設の整備にあわせて廃止等を行う計画の下記施設は、前倒しで廃止等が可能か検討します。

- ・ 芳賀青年の家
- ・ 太平少年自然の家

〔主な取組〕

■ 市町村への移管

市町村との役割分担の観点から、市町村への移管を検討します。

- ・ ビジターセンター
- ・ 足利図書館
- ・ 風土記の丘資料館

(3) 公共事業等の見直し

【平成25年度における削減額約101億円】

(起債充当分88億円を除いた効果額は約13億円)

< 基本的な考え方 >

集中改革期間における大規模施設等の新規着手は行いません。
限られた財源を有効に活用するため、国庫支出金を積極的に導入し、県費負担の軽減を図りながら、一定の事業量を確保します。
通学路の歩道整備等、安全安心のための事業は優先的に対応していきます。
社会資本の長寿命化を図るため、一定の維持管理費を確保していきます。

喫緊の課題である経済・雇用対策については、国庫補助金や交付金を最大限活用し、将来行うべきものを前倒して実施し、景気が回復した後に事業量を縮小するなどの調整を行います。

〔主な取組〕

大規模建設事業の休止

農業関係試験研究機関再編整備事業費（畜産試験場関係）

青少年教育施設再編整備事業費（新施設整備関係）等

〔主な取組〕

公共事業等の見直し

国庫補助のある公共事業費や緊急地方道路整備事業を優先的に確保します。

引き続きコスト縮減に積極的に取り組み、効率的な事業執行に努めます。

	見直し率(21年度対比)			
	H22	H23	H24	H25
公共事業費	10.0%	15.0%	20.0%	20.0%
直轄事業負担金	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
県単公共事業費(緊急地方道路整備事業を除く)				
土木関係	10.0%	20.0%	30.0%	30.0%
農業農村・林務関係				
従来分(ふるさと農・林道を除く)	10.0%	20.0%	30.0%	30.0%
ふるさと農・林道	0.0%	0.0%	0.0%	皆減
県単公共事業費(緊急地方道路整備事業)	10.0%	15.0%	20.0%	20.0%
学校建築(耐震改修を除く)	10.0%	20.0%	30.0%	30.0%
交通安全施設	10.0%	20.0%	30.0%	30.0%

(4) 「経済危機対策」による後年度負担の軽減

< 基本的な考え方 >

平成21年度の国の「経済危機対策」に呼応した補正予算により、国庫支出金を活用して事業の前倒しを行い、後年度負担を軽減しました。

平成25年度における行政経費の節減による一般財源効果額 【約5億円】

〔効果の内容〕

■ 平成21年度補正予算における事業前倒しによる、平成22年度から25年度までの4年間の節減効果額

事業費ベース 約64億円

- ・ うち一般財源の節減効果額（いわゆる真水分） 約19億円
- ・ 単年度の節減効果額 約5億円

■ 「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の活用による、県債の発行抑制に伴う公債費の縮減効果額

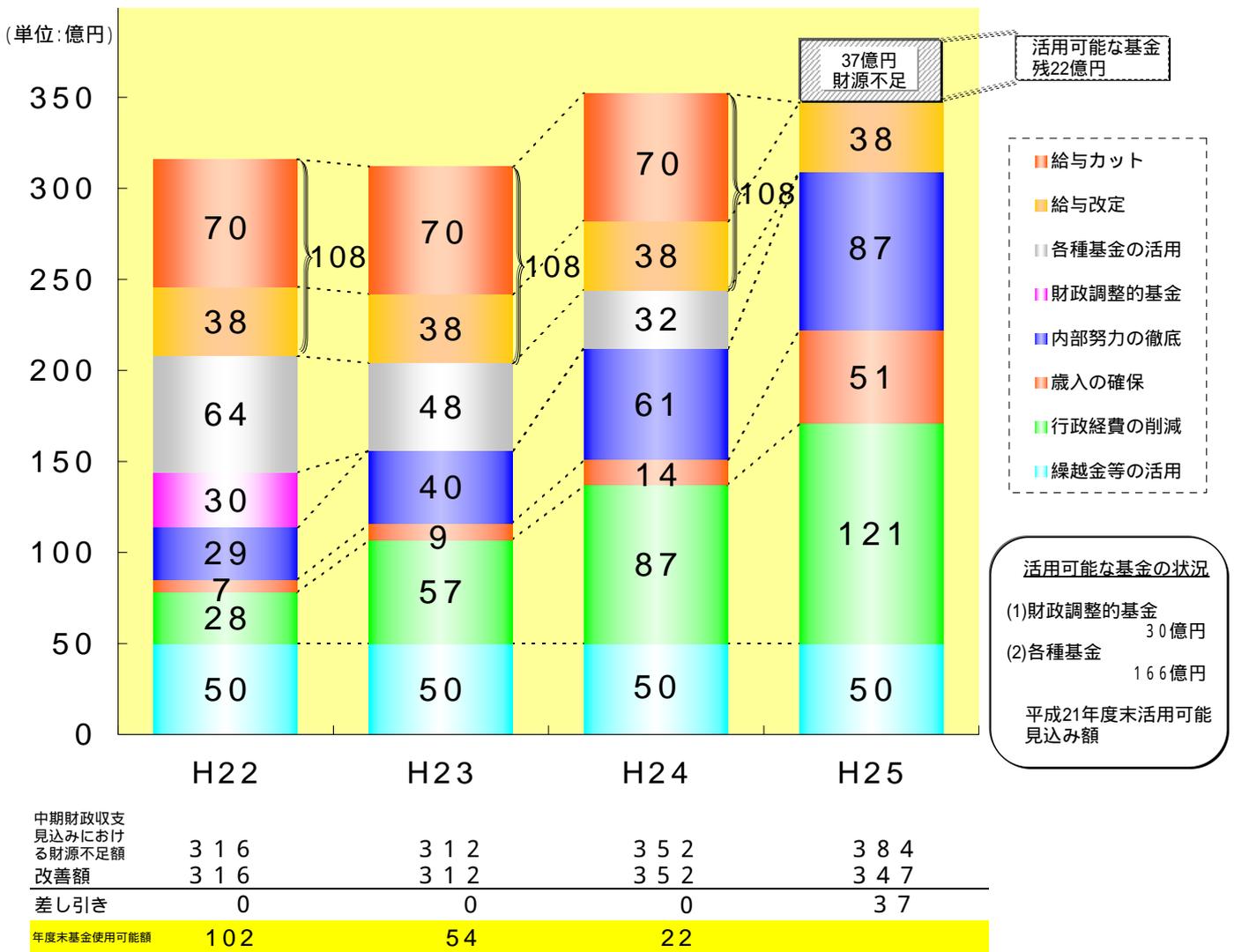
平成22年度から25年度までの4年間 約5億円
(平成25年度における効果額約2億円は「 - 2 - (6)公債費縮減への工夫」に計上)

1 健全化取組後の収支の見込み

このプログラムを実施することにより、平成25年度の財源不足額を37億円まで圧縮でき、財政再生団体に転落する危機は回避できる見通しです。

集中改革期間中は、職員の給与カットを行うとともに、各種基金などを活用して対応していきます。

集中改革期間(H21～H24)



この見直しでは、目標である「収支の均衡した予算編成」に向けて、なお37億円の財源不足が見込まれるため、引き続き更なる見直しを行っていきます。

2 「とちぎ未来開拓プログラム」の進行管理

< 基本的な考え方 >

「とちぎ未来開拓プログラム」の推進に当たっては、県民の皆様の御理解と御協力が不可欠なことから、積極的な情報公開を行うとともに、県議会、市町村、関係団体等とも連携・協働しながら、県の総力を挙げて取り組んでいきます。

国の新たな政策や地方財政対策などを的確に反映し、毎年プログラムの見直しを行っていきます。

〔主な取組 〕

■ プログラムの着実な推進

本プログラムで示した見直し方針に基づき、計画的に健全化を推進します。

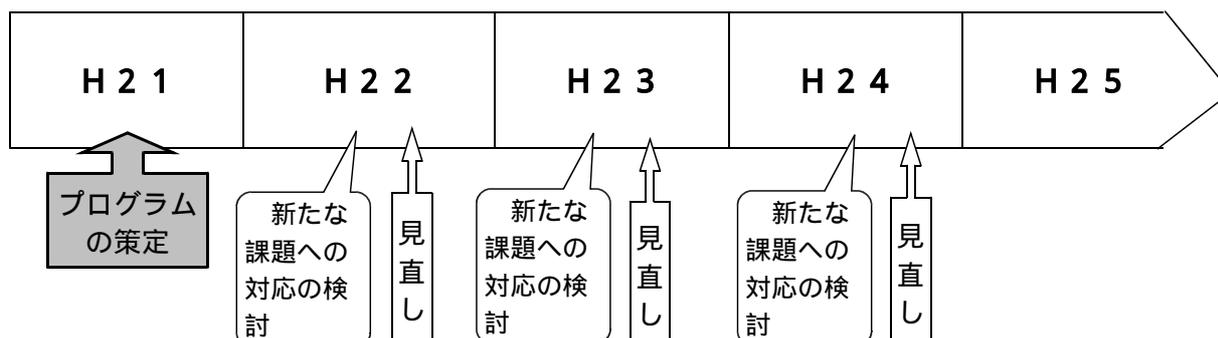
「政策経営会議」や「庁議」において、「とちぎ未来開拓プログラム」の進行管理等を行います。

プログラムの進捗状況や成果について、県議会に報告するとともに、県民の皆様に公表します。

〔主な取組 〕

■ 定期的な見直しの実施

国の地方財政対策の状況や経済動向などを把握・検証し、毎年度の予算編成において、プログラムの検証・見直しを行い、県民の皆様に公表します。



国への働きかけ、地方の自立

1 地方分権改革の推進

< 基本的な考え方 >

近年の人口減少や少子高齢化、さらには経済のグローバル化など、社会構造の激しい変化に的確に対応していくためには、地方分権改革を推進し、地域主権を確立することにより、各地域がその特性を活かして個性と創造力を発揮できる地域社会を確立していく必要があります。

そのためには、国と地方の役割分担を徹底的に見直し、国の役割を限定するとともに、住民に身近な行政は地方自治体に移譲することにより、地方がそれぞれの実情に応じた施策を自らの責任において実施することのできる、新たな自治の基盤づくりを進める必要があります。

また、地方が、自主的、自立的な施策を展開していくために、国に対して、義務付け・枠付けの廃止や国庫補助負担金の廃止・縮減を求めていくとともに、国税と地方税との配分見直し、国から地方への税財源の移譲等を進めることにより、自治行政権、自治財政権、自治立法権を有する完全自治体としての「地方政府」の実現を目指します。

〔主な取組〕

■ 国への提言

全国知事会を含む地方六団体を通じて、あるいは県単独で、国に提言等を行っていきます。

〔主な取組〕

■ 国との協議・調整

新たに設置される「国と地方の協議の場」において、地方の意見を十分に反映させていきます。

(重点事項)

- ・ 国と地方の役割分担の明確化
- ・ 権限・税財源の移譲
- ・ 義務付け・枠付けの廃止
- ・ 国の出先機関の見直し
- ・ 国庫補助負担金の廃止・縮減

〔主な取組〕

■ 分権型社会にふさわしい自治体運営体制の整備・確立

行財政改革を推進するとともに、分権型社会にふさわしい自治体運営体制の整備・確立を図っていきます。

(取組事項)

- ・ 県のあり方の検討
地方分権時代にふさわしい新たな自治のあり方及び広域自治体としての県の果たすべき役割の検討
- ・ 県と市町村の役割分担の検討及び市町村への権限移譲の推進
- ・ 広報等による県民の理解促進

2 地方税財源の充実強化

< 基本的な考え方 >

社会保障関係経費が増大する中、三位一体の改革で地方交付税の大幅な削減が行われたことなどから、地方自治体はいずれも厳しい財政運営を迫られています。

本県においても、職員数の削減や事務事業の見直しなど徹底した内部努力を行ってきましたが、財源不足の解消には至らず、財政調整的基金を大幅に取り崩すことになっています。

現在の地方の財源不足への対応については、県自らの内部努力では限界があります。このような状態が続くと、身近な住民サービスの提供を困難にし、地域の活力に決定的な打撃を与えかねません。

この状況を解決するため、地方一般財源総額の一層の充実を図るとともに、地方が真に自主的、自立的な行財政運営を行うことができるよう国と地方の税源配分を抜本的に見直し、偏在性が少なく安定的な地方税体系を構築していく必要があります。

地方財源の確保や地球温暖化防止などの観点からは、軽油引取税等の暫定税率を維持することが望ましいと考えられますが、税率水準を引き下げ場合には、地方の財政運営に支障が生じないよう、明確な財源措置が講じられる必要があります。

〔主な取組〕

■ 国への提言

全国知事会を含む地方六団体を通じて、あるいは県単独で、国に提言等を行っていきます。

地方共有税とは、現行の地方交付税について地方の固有財源であることを明確にするため「地方共有税」として、国の一般会計を通すことなく特別会計に繰り入れる制度。

地方六団体が、平成18年6月に政府に対して提出した「地方分権の推進に関する意見書」において提案しています。

〔主な取組〕

■ 国との協議・調整

新たに設置される「国と地方の協議の場」において、地方の意見を十分に反映させていきます。また、全国知事会等を通じ、地方分権改革の推進を、国に働きかけていきます。

(重点事項)

- ・ 当面は国税と地方税の割合を5：5とすることを目標に税財源移譲を推進
- ・ 三位一体の改革で大幅に削減された地方交付税の復元・増額
- ・ 偏在性が少なく安定的な地方税体系の構築
- ・ 地方自らが連携・協働して財源調整を行う仕組みである地方共有税の導入
- ・ 暫定税率が廃止される場合に生じる地方の減収に対する財源措置

3 直轄事業負担金の廃止

< 基本的な考え方 >

地方分権改革を進める中で、国と地方のあり方や役割分担を明確化することが重要であり、国と地方の役割と財政負担のあり方を一致させる観点から、直轄事業負担金は廃止すべきです。

直轄事業については、基幹事業に限定したうえで、全額国の負担で実施すべきであるとともに、地方における受益と負担の関係を整理したうえで、地方の意見やニーズを反映させる仕組みを創設することが必要です。

それ以外の事業は、地方自治体の事業として、国から地方に権限と財源を移譲して、地方自治体が主体的に実施すべきです。

また、廃止されるまでの間は、地方負担金の基準や内訳明細についての情報開示を徹底するとともに、地方の意見を反映できるよう、早期に情報提供を行うほか、事業箇所や経費負担等について事前に協議する場を設定することが必要です。

〔主な取組〕

■ 国との協議・調整

全国知事会に設置された直轄事業負担金制度改革プロジェクトチームにおいて議論を進めるとともに、全国知事会を通じ、新たに設置される「国と地方の協議の場」を活用しながら国との協議・調整を積極的に行います。



栃木県経営管理部財政課

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20

Tel 028-623-2018

Fax 028-623-2030

E-mail zaisei@pref.tochigi.lg.jp

栃木県のホームページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp>

このプログラムは次でご覧になれます。

栃木県財政課のホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/system/honchou/honchou/1174291924395.html>